学校法人東京音楽大学　心理・福祉専門非常勤職員（パート）募集について

東京音楽大学付属高等学校では、2027年1月採用の心理・福祉専門非常勤職員（パート）を、以下のとおり募集いたします。

【募集要項】

募集職種	①付属高等学校 スクールカウンセラー ②付属高等学校 スクールソーシャルワーカー
募集人数	①または②　１名
就業場所	東京音楽大学 池袋キャンパス内付属高校（東京都豊島区南池袋 3-4-5）
業務内容	多様化する高校生の心のケアを中心に、保護者や教職員と関わり、心理、医療、社会福祉の専門性を発揮して支援にあたる業務。
雇用期間	2027 年 1 月 1 日から　2027 年 3 月 31 日 （雇用期間は双方合意の上、年度ごとに更新することができる。最長5年。）
応募条件	1.　スクールカウンセラー、臨床心理士、公認心理師、社会福祉士等の有資格者 2.　相談経験 5 年以上の方（が望ましい） 3.　発達障害者の支援経験者 4.　医療機関での経験があればなおよい
勤務時間	9：00～16：30（うち休憩時間 60 分）
勤務日数・曜日	火曜日・木曜日の週２日勤務できる方
賃金	時給　3,500 円
通勤手当	本学の規定により支給します。
賞与・退職金	無
休暇	年次有給休暇　有 上記の雇用期間の場合：1日/年、2年度目：4日
福利厚生	労災保険　加入
提出書類	1.　履歴書　（写真貼付、メールアドレスを明記のこと） 2.　職務経歴書 3.　資格等の免許状の写し 4.　誓約書（別紙②） 5.　内定後に、最終学歴の卒業証明書 ※応募書類は返却いたしません。 選考の結果、採用された方の個人情報については、雇用管理のために利用し、その他採用に至らなかった方の個人情報は、選考終了後、本学が責任をもって廃棄いたします。 また、交通費その他応募にかかる費用は、応募者の負担といたします。
書類提出先	〒153-8622 東京都目黒区上目黒 1-9-1　　東京音楽大学 人事課　宛 ※応募書類は簡易書留またはレターパックプラスとし、封筒に朱書きで 「付属高校 心理･福祉パート応募書類在中」と明記してください。 ※持参による提出は不可
書類締切日	2026年11月25日(水)**必着**　※持参による提出は不可
第一次選考	書類選考　※書類選考結果は通過者のみに通知します。
第二次選考	面接　※日程等詳細は書類選考通過者に個別連絡します。
問合せ先	東京音楽大学総務部人事課　jinjika@tokyo-ondai.ac.jp ※問い合わせはメールにてお願いします。

その他	・付属高校業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙①参照条文をご参照ください。

別紙①（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に

掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第440号）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

別紙②

学校法人　東京音楽大学
理事長　丸山　恵一郎　殿

誓約書

私は、貴法人の採用選考に際し、以下の事項を誓約いたします。

１．私は、別紙①記載の、令和８年 12 月 25 日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。

※ また、東京都青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における罰則について、前科がないこと（当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと）を、本誓約書をもって誓約いたします。

２．採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。

令和　　年　　月　　日

採用応募者
氏 名（自署）：　　印